

消 防 予 第 235 号  
令 和 2 年 8 月 7 日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )

福島県郡山市で発生した爆発事故を踏まえた飲食店の防火対策に係る注意喚起等について

令和2年7月30日に福島県郡山市で発生した飲食店の爆発事故では、これまでのところ、死者1名、負傷者19名（重症者2名、軽症17名）の被害が発生しています。

現在、この火災について関係当局により爆発火災原因の究明が行われているところであり、現時点で出火原因等は特定されていませんが、屋内のガス配管の腐食箇所から液化石油ガス（LPガス）が漏洩し、何らかの火源により引火、爆発した可能性が考えられます。

このような状況を踏まえ、類似事故の発生を防止するため、当面は管内の下記1の防火対象物に対し、下記2に示す留意事項について注意喚起等を行い、防火対策の徹底を指導されるようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、その旨周知されるようお願いします。

## 記

### 1 対象とする防火対象物

消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（3）項ロである防火対象物のうち、消防法（昭和23年法律第186号）第9条の3に基づく届出等により、液化石油ガスを300kg以上貯蔵し、または取り扱うと把握しているもの。

※ 同表（16）項イに掲げる防火対象物のうち、上記1に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものであって、消防本部の判断により、同様の火災危険性から注意喚起等が必要と考えられるものがある場合には、対象とされたい。

### 2 留意事項

#### （1）ガス機器の適切な維持管理について

ア ガス機器の定期的な清掃やメンテナンスを行うこと。

イ ガス機器に異常を感じた場合やガス配管等に破損や著しい腐食等がある場合は直ちに使用を中止するとともに、緊急連絡先やメーカーに連絡し、修理等を依頼すること。

ウ 休業等でガスを長期間使用しない場合や事業を再開する場合は、液化石油ガス販売事業者に連絡をすること。

(2) 消防法令違反等の遵守について

上記1の防火対象物において、防火管理者の選任状況や消防用設備等の設置状況、消防用設備等の点検状況等について消防法令違反がある場合は、速やかに是正すること。

3 その他

(1) 上記2の留意事項の指導は、火災予防運動、各種講習会、消防訓練の立ち会い、立入検査、電話指導等の様々な方法により実施することが考えられること。なお、この場合は「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令の運用について」（令和2年4月13日付け消防予第101号）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた検査等の対応について」（令和2年4月24日事務連絡）等に留意されたいこと。

(2) 本爆発事故を踏まえた液化石油ガスの使用に係る指導にあたっては、消防庁ホームページに掲載しているリーフレット

[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001\\_28\\_chubokiki-pamf20140226.pdf](https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_28_chubokiki-pamf20140226.pdf)

や、経済産業省のホームページに掲載されている留意事項

<https://www.meti.go.jp/press/2020/08/20200805003/20200805003.html>

を参考にされたいこと。